

福岡県国民保護協議会に係る法律、条例及び運営規程(案)の構成

	国民保護法	協議会条例	運営規程(案)
設置目的	・県の区域内の国民保護措置に関し広く住民の意見を求め、国民保護措置に関する施策を総合的に推進する(§ 37)		
協議会の所掌事務	・知事の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議すること(§ 37) ・前号の重要事項に関し、知事に意見を述べること(§ 37)		
知事の諮問	・知事は国民保護計画の作成、変更において、あらかじめ協議会に諮問しなければならない(§ 37)		
協議会の組織	・構成...会長及び委員(§ 38) ・会長...知事(§ 38) ・委員は次に掲げる者のうちから知事が任命(§ 38) 指定地方行政機関の長又はその指名する職員 防衛庁長官が指定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に所属する者 副知事 県教育長、県警察本部長 県職員 市町村長、消防長 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員 有識者 ・任期...2年(§ 38)	・委員の定数...60人以内(§ 2)	
専門委員	・専門委員を置くことができる(§ 38) ・専門委員...指定地方行政機関職員、県職員、市町村職員、指定公共機関等の職員、有識者のうちから知事が任命(§ 38)	・専門委員の解任...専門事項の調査が終了したとき(§ 2)	
幹事		・幹事の設置(§ 5) ・幹事...委員の属する機関の職員のうちから知事が任命(§ 5) ・幹事の所掌事務...委員及び専門委員を補佐(§ 5)	・会長は、協議会における審議を補佐させるため、必要に応じて、幹事の会議を開くことができる(§ 4)

	部会		<ul style="list-style-type: none"> ・部会を置くことができる(§ 6) ・部会の委員、専門委員...会長が指名(§ 6) ・部会長...会長が指名(§ 6) ・部会長に事故があるとき部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が職務代理(§ 6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長が部会の会議の招集、議長となる(§ 3 による条例 § 4 の準用) ・過半数の出席により部会の会議を開会、出席した委員の過半数で決定(§ 3 による条例 § 4 の準用)
	協議会の会議		<ul style="list-style-type: none"> ・会長が会議の招集、議長となる(§ 4) ・過半数の出席により会議を開会、出席した委員の過半数で決定(§ 4 ,) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の招集の通知に、会議の日時、場所及び議題を附記(§ 2) ・委員は、やむを得ない事情により会議を欠席するときは、事前に会長に届出(§ 2) ・会長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者の出席を認めることができる(§ 2)
	会長の事務	<ul style="list-style-type: none"> ・会長...会務を総理(§ 38) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長に事故があるとき会長があらかじめ指名する委員が職務代理(§ 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長は、必要な場合、関係機関の長及び関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他の協力を求めることができる(§ 5)
	その他			<ul style="list-style-type: none"> ・会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要事項を記載した記録を作成、保管(§ 6) ・協議会の庶務は、総務部消防防災安全課生活安全室で処理(§ 7)
	下位法令への委任	<ul style="list-style-type: none"> ・その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定める(§ 38) 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める(§ 7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要な事項は会長が定める(§ 8)